

熊本県食品衛生責任者講習実施要領

1 目的

食品衛生責任者が各営業施設における責任者として食品衛生に関する知識や技術を修得し、その任務を十分に遂行するための養成及び実務に係る講習の実施について定めるものである。

2 講習

(1) 講習の名称は、次のとおりとする。

① 食品衛生責任者養成講習

食品衛生責任者になろうとする者に対し食品衛生に関する基礎知識等を付与し資格取得のため実施する講習をいう。

② 食品衛生責任者実務講習

食品衛生責任者に対し最新の食品衛生の向上に資する情報等を付与するため定期的に実施する講習をいう。

(2) 講習の内容は、次のとおりとする。

① 食品衛生責任者養成講習

ア 食品衛生学……………2. 5時間

(主要な食中毒、健康被害及び食品事故並びにその原因、食中毒等の発生を防止するための基本的な対応等)

イ 食品衛生法……………3時間

(食品衛生法の全体像、自主的な衛生管理に関すること、自主回収報告制度に関すること、営業規制に関すること、その他食品衛生関連法規に関すること等)

ウ 公衆衛生学……………0. 5時間

(環境衛生、労働衛生等)

エ 確認試験

(講義の理解度及び知識の定着度を確認するための試験)

計 6時間

② 食品衛生責任者実務講習

食品衛生学、食品衛生法、公衆衛生学その他県が特に必要と認める科目

計 2時間

(3) 講習の実施方法は、講習会（集合型）又はeラーニングによる受講とする。

(4) 講習の実施機関は、熊本県（以下「県」という。）又は県が承認する団体とする。

なお、集合型の講習会を実施しようとする団体は、その都度、別紙様式1により承認申請書を県に提出し、eラーニングによる講習を実施しようとする団体は実施年度毎に、別紙様式2により承認申請書を県に提出する。

県は、実施基準に適合していると認めた時は、別紙様式3により承認書を交付するものとする。

3 修了証書等

養成講習を修了した者については、実施した団体長が別紙様式4により修了証書を交付するものとする。

4 報 告

講習を実施した団体長にあつては、講習終了後に受講者名簿を県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成9年（1997年）4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年（2020年）6月1日から適用する。ただし、令和3年（2021年）5月31日までは、なお従前の例による。
- 2 この要領適用の際、現に食品衛生責任者と認めた者については、引き続き食品衛生責任者として取扱う。

様式1 (集合型用)

食品衛生責任者 (養成
実務) 講習会承認申請書

年 月 日

熊本県 保健所長 様

実施団体名称、団体長、所在地等

印

熊本県が定める食品衛生責任者講習実施要領に基づき、食品衛生責任者の(養成 ・ 実務) 講習会を下記により開催したいので、ご承認方お願いいたします。

記

1 実施日時 年 月 日 () 時 ~ 時

2 講習内容及び講師

科 目	所属名・職名・氏名
食品衛生学 () 時間	
食品衛生法 () 時間	
公衆衛生学 () 時間	
() 時間	
合計 () 時間	

※食品衛生責任者養成講習会は、講義の理解度及び知識の定着度を確認するための試験を実施すること。

食品衛生責任者 (養成) 講習承認申請書

年 月 日

熊本県健康福祉部長 様

実施団体名称、団体長、所在地等

印

熊本県が定める食品衛生責任者講習実施要領に基づき、食品衛生責任者の
(養成 ・ 実務) 講習を下記により実施したいので、ご承認方願
いします。

記

1 実施時期 年 月 日 ~ 年 月 日

2 講習内容及び講師

科 目	実施内容
食品衛生学 () 時間	
食品衛生法 () 時間	
公衆衛生学 () 時間	
() 時間	
合計 () 時間	

※食品衛生責任者養成講習は、講義の理解度及び知識の定着度を確認するための試験を実施すること。

※講習の内容が分かる資料を添付すること。

3 申込から受講終了までの流れ

様式3

食品衛生責任者（養成
実務）講習承認書

年 月 日

様

熊本県 保健所長
熊本県健康福祉部長

別紙の申請については、熊本県が定める食品衛生責任者講習実施要領に基づいているものと認められますので、申請どおり承認します。

修了証書

様

年 月 日生

あなたは食品衛生責任者講習において熊本県が定めた
全課程の講習を修了したことを証します

年 月 日

実施団体名・代表者氏名

印